昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和二十二年四月二日以後に生まれた者	一・二七六

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九九〇と」を「〇・九九三と」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

第四条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九七〇」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年十月から平成二十六年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十月から平成二十六年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第三条　平成二十六年三月以前の月分の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金及び平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　個人番号（第二条―第十二条）
第三章　個人番号カード（第十三条―第十八条）
第四章　特定個人情報の提供
　第一節　特定個人情報の提供の制限等（第十九条―第二十六条）
　第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十七条―第二十九条）
第五章　特定個人情報の保護（第三十条―第三十三条）
第六章　特定個人情報保護委員会（第三十四条）
第七章　法人番号（第三十五条―第四十二条）
第八章　雑則（第四十三条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（個人番号カードの記載事項）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める事項は、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

第二章　個人番号

（指定及び通知）

第二条　法第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定は、法第八条第二項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号とすべき番号の通知を受けた時に行われたものとする。

2　法第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号が記載された通知カードを送付する方法により行うものとする。